

9. 寄稿

温泉成分分析機関への登録

(株)クリタ分析センター
商品開発グループ
今井 智康

1. 背景

平成19年4月25日に公布され、10月20日より施行される「温泉法の一部を改正する法律」（平成19年法律第31号）において、温泉の利用の許可を受けている者に対して、温泉成分の定期的な分析が義務付けられ、その期間は10年ごとと定められました。（長野県では、独自に「『安心、安全、正直』な信州の温泉表示認定制度」が定められ、*レジオネラ*属菌の測定を含む5年ごとの再分析が認定の要件になっています。）

成分分析が掲示されている温泉は、全国でおよそ28000、そのうち、分析日からの経過年数が10年以上経過しているものは、1/3程度あります。

2. 温泉分析の難しさ

温泉分析は、通常的环境分析では、経験しないような分析項目やミリバルのような独特の表示方法があります。また、通常的环境分析のサンプル以上に、サンプリング時のデータ収集（湧出地の調査）が重要な項目になっています。

さらに、登録に際して技術的な要件として公的に求められる要件は比較的少なく、湧出地での調査結果や分析結果の正しさを自己責任で保証する必要があります。

クリタ分析センターでは、茨城県保健福祉部薬務課様・財団法人中央温泉研究所様・東邦大学様などのご指導を頂きながら、温泉成分分析機関の「茨城県 第3号」として、2007年7月に登録できました。

今後とも、環境分析で培った技術を温泉成分分析に適用すべく技術を磨くとともに、ボーイラ/冷却水分析・排水分析・*レジオネラ*属菌分析なども加えて、総合的に温泉設備の分析業務に励みたいと思います。

3. 千葉県の状況（2007年10月1日 現在）

千葉県では、現在2社が登録されています。

登録に関する詳細は、千葉県の場合には、健康福祉部薬務課薬事指導室（電話043-223-2618）に問い合わせさせて頂きたく存じます。

環境省・茨城県・千葉県・長野県 ホームページを参考にしました。

以上